

令和3年6月18日（金）

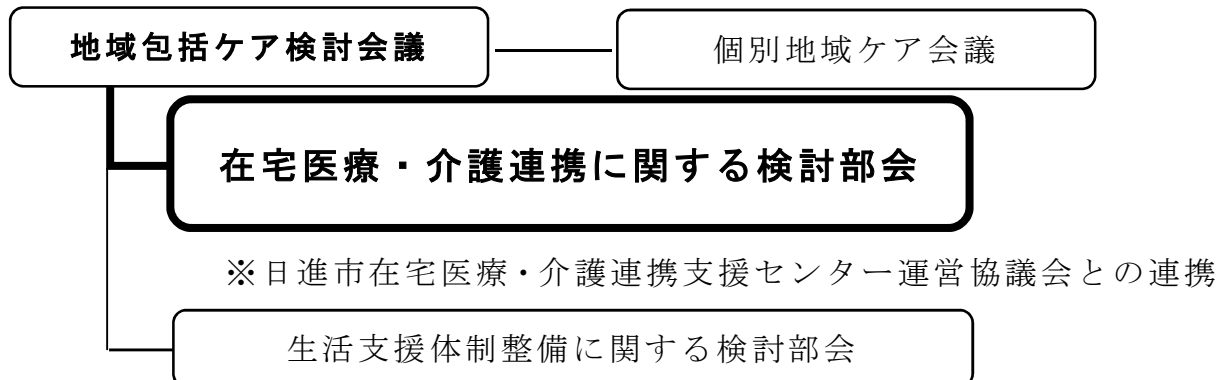
第3期第1回日進市在宅医療・介護連携に関する検討部会兼

令和3年度第1回日進市在宅医療・介護連携支援センター運営協議会 資料1

# 第3期（令和3年度～令和5年度） 日進市在宅医療・介護連携に関する検討部会 について

## 1 位置づけ

○検討部会は、地域包括ケア検討会議の部会として位置づけられる。



### 日進市地域ケア会議の運営に関する要領

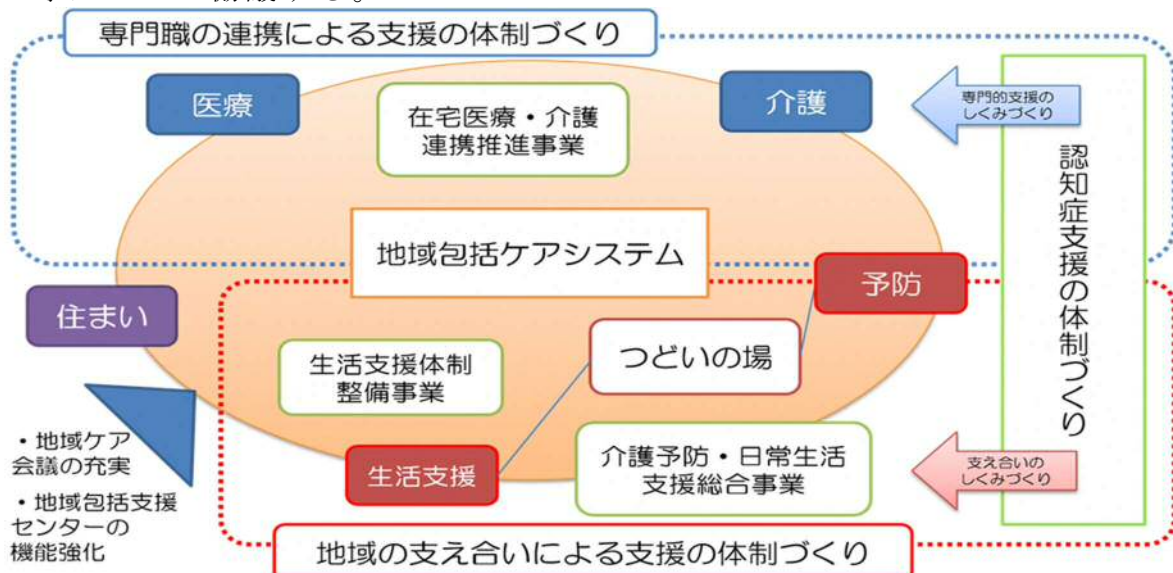
（部会）

第2条 要綱第3条に規定する地域包括ケア検討会議に次に掲げる部会を置く。

- （1）生活支援体制整備に関する検討部会
- （2）在宅医療・介護連携に関する検討部会

## 2 目的

○本市の地域包括ケアシステムの構築に向け、市全体の「在宅医療・介護連携推進」及び「認知症支援体制構築」の取組方針や市が行う具体的な取組等について協議する。



### 3 所掌事項

- 在宅医療・介護連携に関する検討部会は、介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の45第2項第4号に基づく在宅医療・介護連携推進事業に関することについて所掌する。

#### 介護保険法(平成9年法律第123号)

(地域支援事業)

第百十五条の四十五 略

- 2 市町村は、介護予防・日常生活支援総合事業のほか、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、地域支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

一～三 略

- 四 医療に関する専門的知識を有する者が、介護サービス事業者、居宅における医療を提供する医療機関その他の関係者の連携を推進するものとして厚生労働省令で定める事業(前号に掲げる事業を除く。)

以下 略

- 具体的には次の事項とする。(介護保険法施行規則第140条の62の8)

- (1) 在宅医療・介護連携に関して、必要な情報の収集、整理及び活用、課題の把握、施策の企画及び立案、医療・介護関係者に対する周知を行う事業
- (2) 地域の医療・介護関係者からの在宅医療・介護連携に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業
- (3) 在宅医療・介護連携に関する地域住民の理解を深めるための普及啓発を行う事業
- (4) 医療・介護関係者間の情報の共有を支援する事業、医療・介護関係者に対して、在宅医療・介護連携に必要な知識の習得及び当該知識の向上のために必要な研修を行う事業その他の地域の実情に応じて医療・介護関係者を支援する事業